

JDA第18回通常総会開催

6月11日(火)
東京・鉄鋼会館

公益社団法人全国運転代行協会第18回通常総会は、6月11日(火)に東京都中央区、鉄鋼会館において開催されました。

公益社団法人としての初年度を経過した総会には、来賓として警察庁から交通局交通企画課小倉課長補佐、国土交通省から自動車局旅客課旅客運送適正化推進室山崎室長と大村課長補佐にご出席いただき、丹澤忠義会長の挨拶に続いて小倉課長補佐、山崎室長にそれぞれご挨拶をいただいた後、議案審議に入りました。議案は第1号議案から第6号議案まですべて異議なく承認・可決されました。

JDA 第18回通常総会報告及び決議事項

第1号議案	平成24年度事業報告・収支決算報告の件
第2号議案	優良運転代行業者評価制度創設の件
第3号議案	定款変更の件
第4号議案	平成25年度事業計画案の件
第5号議案	平成25年度収支予算案の件
第6号議案	優良認定ステッカーの件 その他

会長挨拶

会長 丹澤 忠義



本日ここに、公益社団法人全国運転代行協会第18回通常総会を開催できましたことを、協会会長として、会員の皆様を始め、関係各位に心より感謝申し上げます。

昨年4月に、当協会は公益認定を受け、運転代行業界の健全化と発展に向けて、一層の責任を担うことになりました。本年3月には、警察庁・国土交通省が策定されました「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」のうち、かねて協会として改正を要望していた随伴用自動車の表示の固定化をはじめとする法令改正が施行されることになりました。

これにより、これまで指摘されてきた運転代行業としてあるまじき白タク行為や、無保険・無届け営業等の違法行為が一掃されることを期待するものでありますが、当協会の調査によりますと、現状では必ずしも改正の効果が発揮されているとはいいいがたい状況にあります。事業者各位におかれましては、業界への一層の信頼を獲得するためにも、法令順守に徹することを心より切望する次第です。

さて、運転代行業界の健全化を、いたずらに法改正に頼るだけでなく、業界自身が着手すべき方策の一つとして、このたび優良運転代行業者評価制度を警察庁・国土交通省の助言を仰ぎながら創設する運びとなりました。

なお、この制度の公平性と透明性を確保するため、業界を代表する二つの公益法人である公益社団法人全国運転代行協会と公益財団法人運転代行振興機構が協力して、優良運転代行業者評価認定委員会を立ち上げ、制度の立案と運営の責任を担い、実務を両法人が担当するという仕組みを構築しました。すでにこの制度の全容をご理解いただけるよう、関係書類一式を全国の運転代行事業者各位にお送りしております。なにとぞ、この制度が運転代行業界の健全化に向けて果たす役割を十分ご理解いただき、会員各位は言うに及ばず、一社でも多く申請くださいますよう、お願い申し上げます。

残念ながら運転代行業界の現状は、利用者に安全・安心なサービスを提供できているとはいいいがたい状況にあります。交通事故、特に飲酒運転による悲惨な事故をこの世からなくすために、われわれ運転代行業界の役割はきわめて重いものがあり、そのためにも、サービスの向上と代行の普及・促進に努めるべきと考えます。それを実現するには、まず業界の力を結集する必要があります。当協会の組織力強化こそが協会として果たすべき最重要課題である所以です。会員諸氏を始め、関係各位のお力を是非お貸しいただきたくお願い申し上げます。

終わりに、会員の皆様のご健勝と、事業のご発展を心よりお祈りして本日の挨拶とさせていただきます。

来賓・行政担当官ご挨拶

警察庁交通局交通企画課
小倉 隆久 課長補佐



警察庁交通企画課課長補佐の小倉でございます。

御出席の皆様には、日頃から交通警察行政各般にわたり、御理解と御協力を賜り、本席をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の交通事故発生状況ですが、交通事故による死者数は、4,411人で12年連続の減少となり、ピーク時（昭和45年：16,765人）の3割以下となるとともに、交通事故発生件数及び負傷者数も8年連続で減少しました。

また、飲酒運転による死亡事故につきましても、交通指導取締りの強化等により、対前年比マイナス5.2パーセントの256件となり、10年前の4分の1以下という結果となりました。しかしながら、いまだに飲酒運転等の悪質違反に起因する交通事故は後を絶たず、多くの尊い命が交通事故の犠牲となるなど、交通事故情勢は依然として厳しいものがあります。

警察といたしましては、交通事故死者数の更なる減少に向け、総合的な交通事故防止対策を強力かつ着実に推進してまいりたいと考えておりますが、飲酒運転根絶の観点からは、その受皿としての運転代行サービスの普及促進を図っていくことが必要であると考えております。警察庁では、平成24年3月に国土交通省と共に策定した「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」に基づき、自動車運転代行業の健全化及び利用者の利便性・安心感の向上を図るための施策を推進しているところでございます。

また、貴協会におかれましても関係業界団体等と連携して優良運転代行業者評価制度を創設するなど、業界を挙げて自動車運転代行業の健全化に取り組まれており、警察といたしましても大変心強く感じております。今回の取組を契機として、これまで以上に、自動車運転代行業界が手を携え、業界の健全化に向けて主体的に取り組まれることを期待しているところでございます。

最後になりますが、貴協会のますますの御発展と本日御出席の皆様の御健勝を心からお祈り申し上げます。私の挨拶といたします。

来賓・行政担当官ご挨拶

国土交通省自動車局旅客課 旅客運送適正化推進室
山崎 寛室長



只今、ご紹介いただきました国土交通省自動車局旅客課 旅客運送適正化推進室長の山崎でございます。

本日は、第18回通常総会にお招きいただきましてありがとうございます。また、皆様には、日頃より、国土交通行政にご理解とご協力いただきまして感謝申し上げます。

全国運転代行協会は、平成8年の社団法人発足から17年が経過し、昨年4月には公益社団法人として新たなスタートを切られました。また、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」は、平成14年6月の施行から11年が経過しました。この間、協会の皆様方には、交通の安全や利用者の保護に向けた様々な取り組みにより、業界の健全な発展に尽力されてこられたものと承知しております。

改めて申し上げるまでもなく、飲酒運転撲滅のため、運転代行業の果たす役割は重要であり、貴協会に対する社会の期待も大変大きいものであると認識しております。昨年末現在、運転代行業者数は全国で約8,800業者となっており、平成14年の法施行から実に2倍以上に増えたわけであります。貴協会におかれましては、引き続き、組織力の強化に努め、業界の健全化のために、より一層、指導力を発揮していただきたいと考えております。

さて、運転代行業界に対しては、依然としてタクシー類似行為等違法行為に関する問題点の指摘が各方面からなされております。

国土交通省と警察庁は、皆様方のご協力をいただきながら、実態調査を行い、昨年3月末に「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」を取りまとめ、そして、本年3月末に、随伴車による白タク行為等悪質な違法行為の根絶と利用者が安心して利用できるよう、種々の対策を実施したところです。

また、かねてより業界が一体となって検討・準備されてきた「優良運転代行業者評価制度」がいよいよ導入の段階に入ると聞いております。この評価制度は、業界が自らの手で健全化を図っていくという大変優れた取り組みであると認識しております。この評価制度が大いに活用され、業界の更なる健全化と発展につながることを期待しております。

さらに、皆様ご承知のとおり国土交通省では、関越自動車道での痛ましい高速ツアーバス事故以降、旅客運送事業において種々の安全対策の強化を図って参りました。皆様の運転代行業におきましても、マイカーの運転を代行する中で利用者も同乗しており、とりわけ、夜間の運転も多いわけですので、今一度、運転者の健康管理や労務管理などをチェックし、安全対策に万全を期していただくようお願いいたします。

最後になりましたが、貴協会並びに運転代行業界の益々のご発展と、本日ご出席の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

優良運転代行業者評価制度いよいよ発足

運転代行業界の健全化とレベルアップをめざしてスタートしたこの制度に、ぜひともご賛同いただき、会員各位はもちろんのこと、多くの事業者が参加くださることを期待いたします。以下、認定申請する際の参考にしてください。

申請に必要な書類	申請に必ず添付が必要な書類	添付書類名	審査項目
		1. 申請書	都道府県公安委員会の認定証の写し
		2. 誓約書	2013年10月末日時点で認定日から2年以上経過 代行共済（保険）に加入し掛け金滞納がないこと。 （備考） 優良認定後に掛け金滞納（失効）が判明するか、所定の書類が提出されなかった場合は優良認定は取り消されます。
		3. 自認書	※共済加入の方については、優良認定後に毎月の掛け金納付状況を共済組合に問合せします。 ※損保加入の方は、優良認定後に年1回、保険料納付を証明する書類を損保会社から取得しその写しを提出してください。
		共済（保険）加入証書（証券）の写し	随伴用車両の任意保険証券の写し （備考） 優良認定後に保険料滞納が判明すれば認定取り消し。
		随伴用車両の任意保険証券の写し	確定申告書の写し、または納税証明書の写しなど、納税申告していることを証明できる書類の写し 事業者名とそれを税務署が受理したことが証明できることが必要。それ以外金額等を塗りつぶすことは可です。
		代表者の運転記録証明書（自動車安全運転センター発行）の写し	代表者が過去2年間悪質な違反（飲酒運転、無免許、救護義務違反等）がないこと。 （備考） 記録は1年、3年、5年の単位で発行されます。審査対象の2年分がわかるよう3年単位を取得してください。
		運転代行業法及び関係法令の順守状況（自認書の提出で済みます）	都道府県警察、運輸局による行政処分公表情報を委員会で照会しますので添付書類は必要ありません。優良認定後に行政処分の事実が判明すれば優良認定は取り消されます。

委員会から送付した申請関係書類一式に同封された返信用封筒（切手不要）に必要な書類をすべて封入して投函してください。

申請には、申請手数料（8,000 円）が必要です。

振込先：みずほ銀行 兜町支店（普通）2175853

ゆうりょううんてんだいこうぎょうしゃひょうか にんてい いしんかい

口座名義：優良運転代行業者評価認定委員会

- 入金確認後に認定審査を行います。申請関係書類を投函後にお早めにお振込みをお願いします。
- 申請者と振込人の名義が異なるときは、委員会事務局までご一報ください。
- 申請手数料は、登録随伴用車両の台数に関係なく一律 8,000 円です。
- 申請手数料は、優良認定されなかった場合でも、返金いたしかねますので、ご了承ください。

申請受付期間

平成25年7月1日～8月31日

⇒

審査・認定期間

9月1日～10月31日

⇒

優良認定発効

11月1日

JDA トピックス

優良認定ステッカーデザイン決まる

優良運転代行業評価制度がいよいよスタートします。優良運転代行業者として認定された業者には、所有する随伴用車両の台数分の「優良認定ステッカー」が頒布されます。

2年間の認定期間中は退色せず、夜間の乏しい光でも優良マークが識別できるインクと用紙を使用しています。貼付箇所は随伴車ボディ歩道側の後部ガラスかボディの目立つ場所に。

なお、優良運転代行業者評価認定委員会では、万一デザインが盗用されることを防ぐため、商標登録することを検討中です。

頒布代金は1台当たり1枚500円を予定しています。

この制度が、利用者が安全・安心な運転代行業者を選ぶ仕組み・制度として機能することを、行政始め関係各方面が期待を込めて見守っています。



随伴用車両の表示はペンキ等によると定めた 省令改正はあなたの地域で履行されていますか？

本年3月31日施行された随伴用車両のペンキ等による表示の義務付けが、従来のマグネット板をそのままボンド等で貼り付けるなど、紛らわしい方法で済ませている業者がいるとの事例が、施行後に協会が行った聞き取り調査で報告されています。

同時に、行灯だけで無表示で営業している業者、明ら

かに白タク行為を行っている業者の存在も報告されています。業界として切望した、運転代行の利用拡大のための健全化対策も、このような実態では実効性に欠けると云わざるを得ません。

こうした違法行為を行わせない方策を、業界自身が検討すべき時期ではないでしょうか。

協会ホームページの内容を充実・刷新しました

これまで協会のホームページは、協会事務局が会員有志のお力をお借りして手作りで制作してきましたが、このたび SNS 制作専門のプロダクションに制作を依頼し、6月中旬から必要な情報が見やすく検索しやすい画面構成にリニューアルしました。

内容は、最新のニュースを伝える Information コーナー、その他の最新情報欄、全国の会員事業者リス

ト、JDA ニュースバックナンバー、7月から申請を受けつける優良運転代行業者評価制度の詳細、facebook、立入検査時に必要な運転代行業関連参考資料など、盛り沢山な内容となっています。

会員各位の地方で運転代行に係る情報があればぜひお知らせください。ホームページ上で紹介いたします。写真や新聞記事などがあれば提供してください。

公益社団法人全国運転代行協会 第14回全国支部長会議のご案内

随伴用自動車の表示固定化の実施状況、料金問題、優良運転代行業者評価制度をいかに周知させるなど、業界が抱える課題について情報を交換し、問題解決の糸口を見いだす貴重な機会です。支部長各位のご出席を心よりお待ちしております。

日時：7月29日(月) 午後1時～午後4時

会場：東京都中央区 銀座ブロッサム 7階ジャスミン